

# 草津市認知症高齢者 見守り支援ハンドブック



草津市健康福祉部  
令和5年4月改訂



## 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4

### 市民編

#### どんな支援が望まれているか

かかわる人の心がまえ・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
認知症になると道に迷いやすくなることもある？	P. 6
なぜ、道に迷ってしまうのか・・・・・・・・	P. 7
道に迷っているのかも？と思ったら、放っておかないで	P. 7

#### 道に迷っていると疑われるときは

道に迷っているのかも？と思われる人	P. 8
道に迷っているのかも？と思われる人に気付いたら	P. 8
道に迷っていることがわかったら、警察などに連絡してください	P. 9

#### 認知症の人への対応 ガイドライン

基本姿勢 認知症の人への対応の心得	P. 10
具体的な7つのポイント	P. 11

#### 認知症があっても安心して暮らせるまちを目指して

日頃のご近所づきあいを大切に	P. 12
もっと認知症について学びたい！と思ったら	P. 12

### 家族編

#### 家族の方へ

どうして早期発見が大切なの？	P. 14
認知症により初めて道に迷われた際に事故になることも	P. 14

#### 行方不明を防ぐために

自分たちでできる備えはしておきましょう	P. 15
地域へ協力を求めましょう	P. 15
早期の情報提供に備えましょう	P. 15
ひとり歩きに対する家族の役割、工夫、アイデア、有効な対応方法	P. 16
草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業	P. 17

#### 行方不明が発生した場合は

① 警察へ行方不明届を出してください	P. 18
② 市と町内会長、民生委員に連絡をしてください	P. 19
発見・保護されたら	P. 20

## ❖はじめに

本市における令和4年3月末時点の高齢者数（65歳以上）は30,849人で、高齢化率は22.5%となり、今後も急速な高齢化が進むものと見込まれます。

高齢者数の増加とともに、外出中に道に迷われた認知症の人が行方不明となる事案も増加すると見込まれ、発見が遅れれば命に関わることから、行方不明事案の発生を未然に防ぐこと、行方不明になった場合には一刻も早く発見・保護することが必要となります。

こうしたことから、高齢者の行方不明を未然に防ぎ、万が一行方不明が発生した場合は一刻も早く発見・保護するために、認知症の人や家族、市民の皆さんにお願いしたい内容をまとめました。

このパンフレットを手にした皆さんが、認知症の人と家族を支える「認知症があっても安心して暮らせるまちづくり」の担い手となっていただけることを心から願っています。

## ❖個人情報について

○個人情報は、草津市個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとしします。

○支援対応をする場合の情報提供は、保護条例第10条第3項「人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき」に限り、その情報は、親族等からの申請に基づき、本人・親族が同意する範囲で見守りや保護に必要な必要最小限度としします。

○提供先における情報の取り扱い、保護条例を適用するものとし、情報提供の際は、関係機関等に対し個人情報の重要性について周知を図るものとしします。

# 市 民 編

## ❖どんな支援が望まれているか

### かかわる人の心がまえ

だれでも自分や家族が認知症になる可能性があります。

健康な人の心情がさまざまであるのと同じように、認知症の人の心情もさまざまです。「認知症の人」がいるのではなく、その人が認知症という病気になっただけです。認知症があるからといって付き合いを変える必要はありませんが、認知症がある人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要になります。

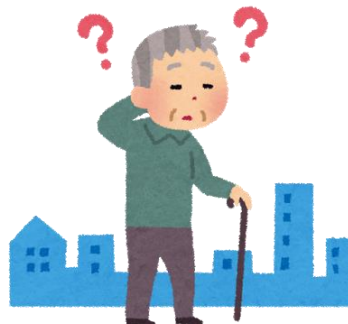
お金の計算がわからなくなったり、話がかみ合わなくなったり、できないことがあったときは、認知症の可能性のあることを理解し、ゆっくり説明をするなど、認知機能の障害を補いながらさりげなく手助けしてあげてください。

### 認知症になると道に迷いやすくなることがある？

認知症になると、場所や時間、自分が誰かなどがわからなくなったり、また少し前の記憶がなくなったりします。そのため、何かのきっかけで自宅を出たあと、迷って帰れなくなり、うろうろと歩き回ったりしてしまうことがあります。

目的もなくうろうろと歩き回ることは一般的に「徘徊（はいかい）」と言われますが、認知症がある人は、はじめから目的もなく歩き始めているわけではありません。そのため、「徘徊」ではなく「ひとり歩き」といった表現をすることもあります。

本人は散歩や買い物に行きたいなど、何か目的があって家を出たのですが、認知症のためその目的を忘れて、さまざまな刺激により目的が変わってしまったりして、結果としてうろうろと歩き回ることになり、脱水症状や事故などで倒れたり、餓死したりすることもあります。このような事故は自宅から数キロの範囲で起こることがあり、事故を防ぐためには周囲の人の協力がとても重要です。



## なぜ、道に迷ってしまうのか

認知症の人がひとりで外出し困ってしまうのはなぜでしょうか？その理由には・・・

・歩き始めたときの目的や理由を忘れてしまって、何をしたかったのかわからなくなり、気持ちが焦りオロオロしてしまう。

・「〇〇しなくちゃ」という動機はあるものの、そのことを上手く人に説明したり伝えたりすることが難しく、周囲の人がその方の気持ちを理解できない状態になっている。

・「自分でできる」というプライドから人に頼らず何とかしたいと頑なな気持ちになってしまい、自分から人に頼ることができなくなってしまう。

・昔の記憶の世界を手がかりに歩いていて、風景の変化に戸惑い道に迷ってしまう。

・ふとした瞬間に感じた、不安や焦りの気持ちに対処しようとした行為が歩き回るといふ行動になって現れている。(誰でも不安や焦りを感じたらその場にじっとしていることは難しいですね。)

このように、無意味にあてもなく歩いているとは言い切れないのです。

(参考『名古屋市「ひとり歩き」サポートBOOK』)

## 道に迷っているのかも？と思ったら、放っておかないで

警察庁によると、認知症高齢者が外出中に道に迷うなどによって行方不明になり捜索願が出される件数は、年間1万件を超えています。

地域の皆さんが、高齢者を見守る『網の目』になっていただければ、道に迷ってしまっている高齢者がより遠くまで行ってしまったり、途中で事故に遭ったりすることを防ぐことができ、警察や行政など適切な機関につないでいただくことで、高齢者が無事に家に帰れることにつながります。

もし、まちなかで「道に迷っているのかも？」と思われる高齢者を見かけたら、放っておかず声かけをして、困っておられるようであれば警察や行政に連絡をとるなどして、高齢者の安全を守りましょう。



## ❖道に迷っていると疑われるときは

### 道に迷っているのかも？と思われる人

認知症により道に迷っている時の特徴としては、次のことが挙げられます。

- 落ち着きなくうろうろしている
- 道に迷っているように見える
- 同じところに立ち止まっている
- 疲れて座り込んだり、寝ていたりしている
- 夜遅い時間などに普通は歩かないと思われる場所にいる
- 服装がちぐはぐで違和感がある（季節はずれ、寝間着・下着姿、履物がおかしいなど）
- 車道を歩いたり、道路を横切ったり、信号を無視して歩いている
- 衣服や持ち物、靴などに名札（連絡先）をつけている

など

### 道に迷っているのかも？と思われる人に気付いたら

#### ●まずは見守る

・認知症により道に迷っているのかも？と思われる人に気付いたら、まずは本人に気付かれないように一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ってください。



#### ●やさしく声かけをする

・様子を見て、やはり違和感がある、何か困っているように感じたらやさしく声をかけてください。

・「こんにちは」「暑いですね」などあたりさわりのない普通のあいさつから声かけしましょう。

・「なにかお困りですか？」「どうかされましたか？」「私は近所の〇〇ですが、どこまでお出かけですか？」など、相手のプライドを傷つけないようにやさしくたずねましょう。

・具体的な声かけのポイントは、「認知症の人への対応ガイドライン」（→P.11、12）を参照してください。



## 道に迷っていることがわかったら、警察などに連絡してください

話をしてみて、「道に迷った」「ここがどこかわからない」という発言があったり、話がかみあわなかったりする場合は、認知症により道に迷っている可能性が濃厚です。

・「少し休んでいかれますか」「のどが渴いていませんか？」など呼びかけて、座るように促してください。

・警察に連絡するか、最寄りの交番まで案内してください。

草津警察署 草津市野村三丁目1番11号 (☎563-0110)

・名札などがついている場合は、名札の連絡先に連絡してください。

・警察などが来るまで、誰かそばについてあげてください。

・長時間歩いて脱水症状などを起こしている場合がありますので、飲み物をすすめてあげてください。

### ●草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業 (→P.17)

認知症により外出中に道に迷うおそれのある高齢者等の情報を、本人やその家族等からの申請により事前に登録し、その情報を市と警察、担当の地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所等で共有する事業を行っています。

右のようなキーホルダーやシールをつけた高齢者が一人で困っているのを見かけたら、やさしく声かけして、市や警察に連絡してください。

#### 草津市 0001

もし私の身元がわからない場合は、

下記に連絡してください。

草津市役所長寿いきがい課

077-561-2372

草津警察署 (夜間・休日)

077-563-0110



### ●草津市メール配信サービス 「行方不明者情報」

行方不明となられた方の早期発見・早期保護を目的にメール配信サービスを行っています。これは、家族の同意に基づく情報提供 (P.19参照) で、メール受信者には日常の外出等のときに、行方不明者を見かけたらご一報をお願いするものです。

※ 草津市メール配信サービス (すぐメール) の「安心安全情報」の配信カテゴリの「行方不明者情報」に登録いただきます。

#### 登録方法

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mailhanshin.html> を御覧いただくか、草津市メール配信サービス ([kusatsu-touroku@sg-m.jp](mailto:kusatsu-touroku@sg-m.jp)) に空メールを送信いただき、案内に沿って登録してください。

#### 登録費用

無料 (ただし、メール受信等にかかる通信費はご負担ください)

●声かけがためられた時は、周囲に協力を求めましょう。

道に迷っているのかも?と思っても、うまく声をかけられなかったり、一人で対応することに不安があったりする場合は、周囲に協力を求めてください。近くに地域包括支援センターや、介護サービス事業所、警察や市民センターなどがあれば、その職員に声をかけて専門家の助けを借りましょう。



❖認知症の人への対応 ガイドライン

●基本姿勢● 認知症の人への対応の心得

●基本姿勢●

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

認知症の人への対応には、認知症に伴う認知機能の低下があることを正しく理解していることが必要です。

●認知機能の低下

脳の細胞が壊れることによって直接起こる認知症の症状で、記憶力の低下のほか、○ことばのやりとりが難しくなる、○時間・場所の感覚が薄れる、○計画をたて段取りをすることが難しくなる、○複数のことを同時に並行してできなくなる、○理解力・判断力が低下する、○複雑なことができなくなる などの症状が現れます。

## ●具体的な対応の7つのポイント●

認知症の人を驚かせたり、混乱させたりすることのないような接し方を心がけてください。

### ●まずは見守る

認知症と思われる人に気付いたら、本人に気付かれないように一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは厳禁です。

### ●余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。おだやかな表情、自然な笑顔で話しましょう。

### ●声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

### ●後ろから声をかけない

相手を驚かさないように、本人に近づいて相手の視野に入ってから、目を見て話しかけましょう。また、何かするときには、声をかけながら相手に何をするのか示しながら行動しましょう。

### ●相手に目線を合わせてやさしい口調で

小柄な方の場合は、身体を低くして目線を同じ高さにして対応します。自尊心を傷つけないように、子ども扱いせず、年長者に対する敬意をもって接します。

### ●おだやかに、はっきりした話し方で

高齢者のなかには耳が聞こえにくい人もいますので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけます。また一度に多くのことを話すと混乱するので、1つずつ話しましょう。早口や大声、甲高い声でまくしたてることは厳禁です。

### ●相手のことばに耳を傾けゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。ことばがすぐに出てこないのを数呼吸待つ気持ちで聞きましょう。たどたどしいことばでも、相手のことばをゆっくり聴き、何をしたいのかを相手のことばを使って推測・確認していきます。

よくわからないことを話していても、うなずきや相づちで受け入れようとしている姿勢を示します。また、ありえないような話でも否定しないようにしましょう。

## ❖認知症があっても安心して暮らせるまちを目指して

認知症の人は自分の障害を補う「杖」の使い方を覚えることができません。「杖」のつもりでメモを書いてもうまく思い出せず、なんのことかわからなくなります。認知症の人への援助には障害を理解し、さりげなく援助できる「人間杖」が必要です。

まちのあらゆるところに、見守りや声かけなどそれぞれの立場でサポートできる人がいれば認知症の人が自分でできることも増え、「認知症があっても安心して暮らせるまち・くさつ」に広げていくことができます。

認知症はいつ、だれがなってもおかしくない病気です。「お互いさま」の気持ちを忘れず、あなたのできる範囲で手を貸してください。

## 日頃のご近所づきあいを大切に・・・

人はだれでも病気をし、怪我をし、歳をとります。いつまでも何でも「自分のことは自分で」できれば良いですが、身体が不自由であれば、自分でできることには限りが出てきます。病人、高齢者、障害者になりたくてなった人はいません。可能な限り自分のことは自分でした上で、できないことはできる人に助けてもらって良いのです。

ですが、普段できないことはいざという時でもできません。「お互いさま」の気持ちを忘れず、近所の人困っているなどと思ったら見て見ぬふりをせず、気軽に声を掛け合える関係と距離感を普段から作っておくこと、日頃のご近所づきあいが安心なまちづくりにつながります。

## もっと認知症について学びたい!と思ったら・・・

### ●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座を開催しています。これまでに受講したことがある団体向けのステップアップ編もあります。

養成講座には、認知症の正しい知識と認知症の人に対する具体的な対応方法を伝える指導者として講習を受けた「認知症キャラバン・メイト」が講師として地域へ出向いています。

ぜひ地域等での研修機会にご活用ください。

問い合わせ先 草津市役所長寿いきがい課

☎561-2372



# 家 族 編

## ❖家族の方へ

心をこめて介護をしても、病気ゆえに思うようにいかず、辛い思いをされることもあるでしょう。道に迷われ行方不明になった場合に家族だけで対応するのはとても大変です。日頃からご近所や地域の方に勇気を持ってお話ししておくことで、迅速な保護につながります。

## どうして早期発見が大切なの？

長い時間道に迷っていると、体力が消耗し衰弱したり、熱中症などによる脱水、転倒による骨折、交通事故などで命に関わったりする危険があります。また、行方不明になってから時間が経てば経つほど行動範囲は広がり、発見は困難となるため、早期に対応し、発見・保護することが重要です。

## 認知症により初めて道に迷われた際に事故になることも

1人で外出しても、いつも帰ってきているから心配ないとは言えません。次の外出が大きな事故につながる可能性もあります。少しでも認知症の症状に気付いたら、早めの対策をとることが、ご本人の命を守り、ご家族の安心にもつながります。

市では、認知症の人や認知症の疑いがある方が起こした事故などにより、ご家族などに損害賠償責任が及ぶ場合に備え、個人賠償責任保険に加入しています（自己負担無料）。

事前お申し込みやご利用条件など、詳しくは長寿いきがい課まで。☎561-2372

お困りのことは担当ケアマネジャーや地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

## ●地域包括支援センター

高穂地域包括支援センター (志津・志津南・矢倉)	山寺町 837 番地 (特別養護老人ホーム菖蒲の郷内)	TEL 561-8143 FAX 561-9524
草津地域包括支援センター (草津・大路・渋川)	草津三丁目 9 番 14 号	TEL 561-8144 FAX 561-9525
老上地域包括支援センター (老上・老上西)	矢橋町 885 番地 1	TEL 561-8145 FAX 561-9526
玉川地域包括支援センター (玉川・南笠東)	笠山一丁目 1 番 46 号 (南笠サービスセンターあさひ内)	TEL 561-8146 FAX 561-9527
松原地域包括支援センター (山田・笠縫)	上笠一丁目 9 番 11 号 (上笠サービスセンター湯楽里内)	TEL 561-8147 FAX 561-9528
新堂地域包括支援センター (笠縫東・常盤)	志那中町 25 番地 (北部サービスセンター常輝の里内)	TEL 568-4148 FAX 568-3529

## ❖行方不明を防ぐために

### 自分たちでできる備えはしておきましょう

認知症の人が道に迷ってしまうことを想定しておき、本人の持ち物に名札をつけたり、行方不明時の対策として発信機（GPS 機器）を所持してもらうなど、万が一に備えましょう。市では、認知症等により道に迷うおそれのある高齢者、または特定疾病による身体上、精神上の障害がある第2号被保険者に対し、発信機（GPS 機器）を無償で貸与しています。

また、ご家族が仕事などで認知症の人を1人にする時間がある場合は、デイサービスを利用するなどして1人の時間を減らすことも有効です。不安がある場合は担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してください。



### 地域へ協力を求めましょう

公的サービスを利用しても、認知症の人を家族だけで支えることは困難です。



可能であれば、ご近所に事情を話して、1人でのいるのを見かけたら連絡してもらうようにするなど、地域へ協力を求めてください。

また、万が一に行方不明になった場合には、近隣の方に捜索の協力をお願いする可能性もありますので、緊急時の連絡先や捜索体制について、日頃から町内会長や担当の民生委員と話をしておくのも良いでしょう。

### 早期の情報提供に備えましょう

万が一に行方不明になった場合には、早急に関係各位に情報提供し、発見につなげることが重要になります。日頃から緊急時の連絡先を確認しておくとともに、情報提供用の写真（できれば顔写真と全身写真の2種類。最近のもの）を用意しておきましょう。

また、市では情報提供を円滑にすすめるための、見守りネットワーク事業（→P.17）も行っています。警察や地域包括支援センターによる日常的な見守りのほか、行方不明時の情報提供を迅速に行うことにつながります。ぜひご活用ください。

# ひとり歩きに対する家族の役割、工夫、アイデア、有効な対応方法

## 家庭で



### 本人が家を出たことを気づくよう工夫する！

- ・ドアが開くとチャイムが鳴るようなグッズを取り付ける。
- ・玄関に赤外線センサーを取り付ける。
- ・ドアに鈴をつける。
- ・発信機(GPS機器)を使用する。

**介護者 A さんの場合**  
玄関に「出かけるときは声をかけてね」と貼り紙をしました。

**介護者 B さんの場合**  
目印になるように赤い服等を着てもらいました。行方不明になったときに、警察の方にも捜してもらって目印になりました。

**介護者 C さんの場合**  
反射板付きのキーホルダーをカバンに付けています。中にメッセージが入られるので、電話番号を記入しています。

### 本人の気持ちに寄り添う！

- ・本人の楽しみ、心の拠り所を作る。
- ・本人の落ち着ける場所を作る。
- ・不満やストレスが発散できる趣味をしてもらう。
- ・本人が喜ぶことをする。

**介護者 D さんの場合**  
ひとり歩きは大体同じコースを歩くとお思います。出かけた時から帰るまでの時間を計りました。また、時間帯やパターンを把握するようにしました。

**介護者 E さんの場合**  
本人がひとり歩きをしたい時に一緒に歩きました。一緒に歩くと落ち着いたので、その後、買い物に行ったりして家に帰りました。

**介護者 F さんの場合**  
一人で外出しようとしたら止めずに「いってらっしゃい」と気持ちよく送り出します。そと後をつけ距離を置いて見守ります。交差点で足が止まり不安げにした時が声のかけどき！偶然を装い、一緒に帰るか喫茶店で休むように促します。

### 本人に連絡先がわかるものを身につけてもらう！

- ・洋服、靴、バッグ、杖に氏名、住所、電話番号を記入する。
- ・名前と電話番号が刻印されたネックレスを身につける。

**介護者 G さんの場合**  
携帯電話を常に持ってもらいました。携帯には孫のシールを貼り、孫からメールを送ってもらうと、大事にもってくれました。



**介護者 H さんの場合**  
昼間はデイサービスを利用して運動してもらいました。夜は疲れてぐっすり眠ってくれました。暇な時間を極力、減らすようにして、ひとり歩きを予防しました。



## 地域で



### 地域の協力を得る！！

- ・近所にひとり歩きの可能性があることをオープンにして、見つけたら連絡をもらう。
- ・あらかじめ、近所のスーパーなど本人のよく行く場所に協力依頼をする。

**介護者 I さんの場合**  
本人が朝出かけることが多く、その理由を家族で考えてみると、以前はゴミ出しが本人の日課だったことがわかりました。そのため、ゴミ出しの日に声をかけてゴミ出しに行ってもらいました。近所の人にも朝出かける姿を見たら声をかけてもらえるようお願いしました。地域の中で見守りをしてもらえるようになりました。

(参考『名古屋市「ひとり歩き」さぼーとBOOK』)



## 草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業

### (目的)

認知症により外出中に道に迷うおそれのある高齢者等やその家族等からの申請に基づき、当該高齢者等の情報を市に登録し、警察、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所等とで共有することにより、行方不明時の対応に備えるとともに、平時の見守り、身元不明高齢者を保護した際の身元照会に活用することで行方不明の未然防止や早期発見に資し、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

- ・草津市に住所を有し在宅で生活する65歳以上の高齢者や65歳未満の要支援・要介護認定者であって、認知症により外出中に道に迷うおそれのある者、その他市長が必要と認める者

### (申請者)

- ・対象者本人、もしくは本人の同意を得たその家族等

### (登録手続き)

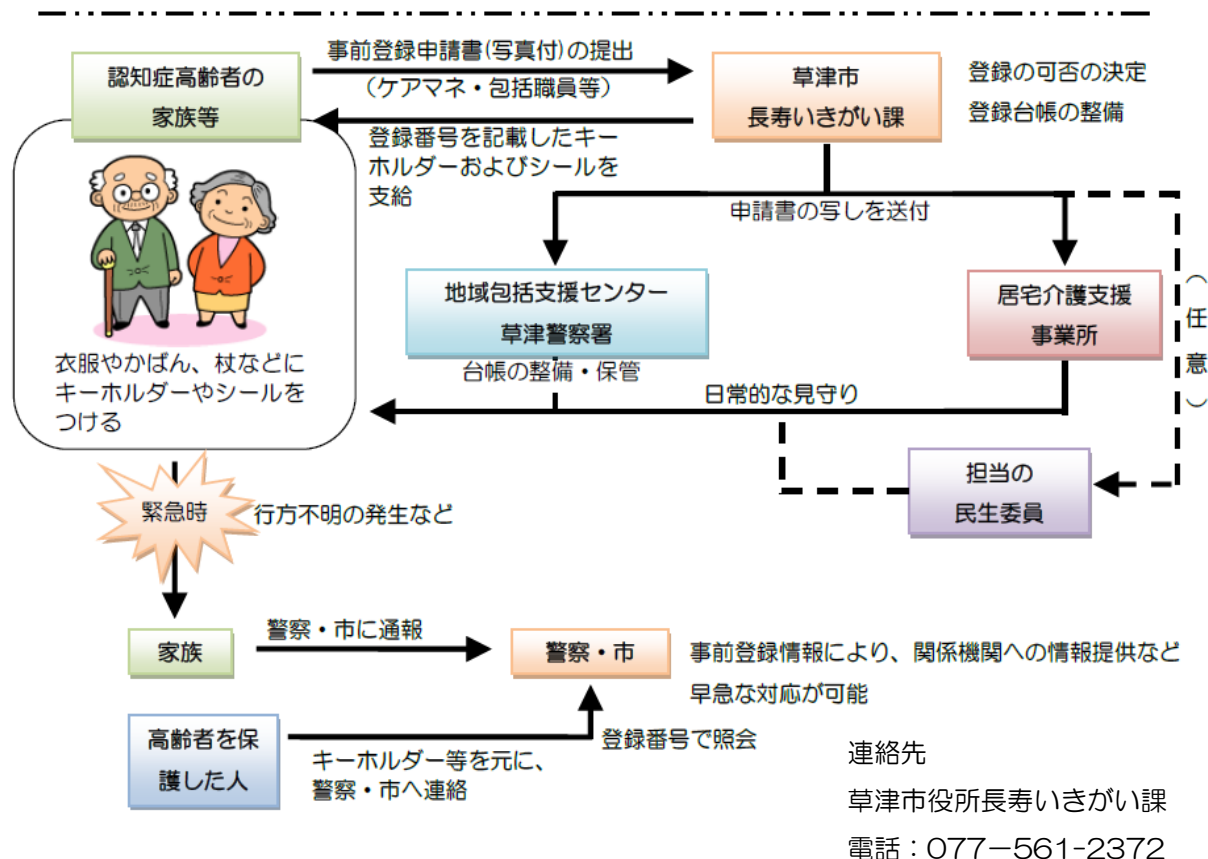
登録を希望する者は、草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録申請書に対象者本人の顔写真および全身写真を添付して市長に申請する。市長は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適当と認める者についてその内容を台帳に登録するとともに、その写しを草津警察署、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所、また任意により担当の民生委員に提供し、提供を受けた者は適切に保管、日常的な見守り等に活用する。

登録者には、登録番号を記載したキーホルダーおよびシールを支給する。

### (イメージ)



※キーホルダーとシールは2種類あります。



## ❖行方不明が発生した場合は

下記の流れを参考にしてください。

### ①警察へ行方不明者届を出してください

行方不明者の情報や行方不明になった状況について聞き取りを行い、その情報をもとに警察で捜索活動を行います。

#### ●行方不明者届を提出できる人

① 保護者	② 配偶者
③ その他の親族	④ 不明者を現に監護している人

#### ●行方不明者届の提出に必要なもの

①届出される方の身分証明書	② 届出される方の印鑑	③ 不明者の写真
---------------	-------------	----------

#### ●行方不明者届の提出時に確認される事項

① 不明者の本籍、住所、氏名、生年月日
② 行方不明になった日時、状況
③ 不明者の人相、体格、当時の服装
④ 車両使用の有無（使用していればナンバー）
⑤ その他参考になる事項

#### ●ためらわず、早めに警察に行方不明者届を出しましょう。

ご家族は「迷惑をかけるから」「大事になったら困る」と、警察への届出をためらい、日が暮れていよいよとなってから警察に連絡することが多いですが、警察・行政ともに夜間の捜索は限界があります。また、行方がわからなくなってから時間が経てば経つほど捜索範囲は広がり、捜索は困難かつ大規模なものになりますので、大事にしないためにも、自宅周辺や立ち寄り可能性のある所等を探しても見つからなければ、ためらわず、早めに届を出すことが重要です。



問い合わせ先 草津警察署 草津市野村三丁目1番11号  
(☎563-0110)

## ②市と町内会長、民生委員に連絡をしてください

行方不明が発生したら、警察へ行方不明者届を出したうえで、下記担当課までご連絡ください。ご家族の希望に応じて市から関係機関へ情報提供や捜索協力をいたします。連絡はどなたからでも結構ですが、情報提供や捜索協力についてはご家族の同意が必要になります。

また、地元町内会長と民生委員にも連絡し、今後の対応や、捜索本部をどこにおくか相談をしてください。

問い合わせ先 草津市役所人とくらしのサポートセンター 草津三丁目 13-30  
(☎561-6865/夜間・休日(守衛室) ☎561-6927)

### ●情報提供について

家族等から情報提供について承諾があった場合は、市で捜索チラシを作成のうえ、関係機関に目撃情報の提供や保護などの協力依頼をします。情報提供をする範囲(提供先・提供内容)は、家族の同意に基づきます。

#### ■情報提供の範囲(任意)

- ・他市への情報提供(近隣市・県内・全国)
- ・市ホームページ、フェイスブックなどへの掲載
- ・市メール配信サービスでの情報提供
- ・FMくさつ、防災無線での情報提供
- ・市内介護サービス事業所(訪問・通所サービスなど)、救急指定病院への情報提供
- ・民間協力事業所(バス・タクシー、金融機関、コンビニなど)への情報提供
- ・報道機関への記者提供

### ●捜索協力について

家族・親族および地元町内会等が捜索されている場合は、家族の求めに応じて市職員を動員し、また草津市消防団にも協力を要請して捜索をします。

#### ■捜索の流れ

- ・家族から町内会長や民生委員へ捜索協力の依頼をしてください。また、地元に集会所があれば、捜索本部としてお借りできないか確認してください。
- ・家族からの協力依頼を受けて、市から草津市消防団に協力要請をします。



- ・地元町内会の集会所等に設置された捜索本部で、情報共有、連絡調整ができるよう、家族などのうち1人は待機してください。
- ・捜索にあたる町内会、消防団員、市職員は本部に集合し、複数名(2名以上)1班体制で捜索を行います。

## 発見・保護されたら

発見・保護されたら、ただちに警察、市、町内会長および民生委員にその旨を連絡してください。訪問または電話により、発見時の状況の聞き取りと現在の様子（怪我の有無等）を確認させていただきます。

後日、再発防止のため、家族・地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護保険サービス事業所などで、今後のケアの方針について相談し、決定します。

